



「洲本市成年後見制度利用支援事業助成申請」の対象者

後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた者であつて次のいずれにも該当する者

①65歳以上の者

②生活保護受給者または後見開始等の審判を受けるに当たり要綱で定める経費を負担すると生活保護法に規定する要保護者となる者

③洲本市の住民基本台帳に記録されており、住民票上の住所に居住する者、または洲本市の介護保険の住所地特例対象被保険者である者

※成年後見人等が6親等内の血族または3親等内の姻族である場合は報酬については助成対象としません。